

高齢者サポートサービス 契約内容を具体的に確認！

身元保証や日常生活の支援、死後事務等を行う高齢者サポートサービスが広まってきています。

<相談事例1>

手術を受けるにあたり、病院から身元引受人と連帯保証人を求められた。ケアマネジャーと一緒に来訪した高齢者サポートサービス事業者に、勧められるまま契約書にサインをした。その後に契約書面をよく確認すると、身元引受人契約に加え、日常の金銭管理や死亡後のことまでの生涯にわたる契約をしていたことに気が付いた。解約したい。(70歳代 男性)

<相談事例2>

今までの身元保証人が亡くなってしまい、他に頼める人がいない。今後、入院や自分が亡くなったときのために、身元保証サービスを行う事業者の会員になった。入会金を支払い、他のプランの契約も考えているが大丈夫だろうか。(70歳代 女性)

金銭管理

死後事務

身元保証

身元保証書



アドバイス

- ⚠️ 高齢者サポートサービスは、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系が様々です。契約をする際には、自分の希望を整理したうえで、しっかりと伝えましょう。
- ⚠️ サービスの内容は希望にあっているかや料金、解約時の返金条件などをよく確認し、理解・納得ができればその場で契約せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。
- ⚠️ 契約や解約に際し、トラブルになったときは、
消費生活センターにご相談ください!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎ 861-0999
 小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎ 582-4500
 小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎ 951-3610
 八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎ 641-9782

※戸畑、門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、消費生活センター ☎861-0999 へご相談ください。



まもりん



まもりん